

豊中市食育推進部会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市保健医療審議会規則(平成12年豊中市規則第60号。以下「規則」という。)第8条第1項に基づき、豊中市食育推進部会(以下「部会」という。)を設置し、健康増進法(平成14年法律第103号)及び食育基本法(平成17年法律第63号)第18条の規定に基づき策定した「豊中市健康づくり・食育推進計画」(以下「計画」という。)における食育の推進に関する事項についての進行管理や評価について意見交換等を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を豊中市保健医療審議会(以下「審議会」という。)の会長に報告する。

- (1) 豊中市における食育に関すること。
- (2) 計画における食育の推進に関すること。
- (3) その他審議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 部会は、規則第8条第2項に規定する委員で構成する。

2 部会には、部会長及び副部会長を置く。

3 部会長は、規則第8条第3項に基づき、会長が指名する。

4 副部会長は、部会長が委員の中から指名する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

(関係者の出席等)

第5条 規則第9条第1項に基づき、部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、健康医療部健康推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年(2021年)2月16日から実施する。

2 この要綱の実施後最初に招集される部会並びに部会長及び副部会長に事故がある場合その他部会長の職務を行うものがない場合における部会の招集及び部会長が決定されるまでの部会の議長は、会長が行う。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年(2021年)7月1日から実施する。
- 2 初年度の任期については令和3年(2021年)10月1日から令和4年(2022年)9月30日までの1年間とする。

附 則

この要綱は、令和5年(2023年)4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年(2024年)4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年(2024年)8月1日から実施する。
- 2 委員の任期等については、規則第7条第3項の規定に従う。